

議案第60号

所沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例制定について

所沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和7年 6月 2日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

第2次市街化調整区域下水道整備計画に基づく前期計画（流域第10負担区）下水道整備事業の実施に伴い、新たな負担区及び負担金額を設定するため、所要の改正をいたしたく、本案を提案するものである。

所沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例
所沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和48年条例第4号）
の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

流域第10負担区	1,350円
----------	--------

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。